

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和4年
9月号

1. 本年2件目の死亡労働災害が発生しました！

災害は7月28日に発生しました。道路貨物運送業を営む事業場の労働者がトラックを運転して県道を走行していたところ、対向車線を走行して来た大型トラックがセンターラインをはみ出し、亡くなられた運転者が運転していたトラックと正面衝突したものです。

被災労働者は負傷療養中でしたが、8月16日に亡くなられました。

現在、夏季死亡災害ゼロ101日運動期間（運動期間：令和4年6月1日～令和4年9月9日）中ですが、本年は同運動期間中に2件の死亡労働災害が発生するという状況になりました。

死亡労働災害はあってはならないものです。死亡災害ゼロに向けた活動も再スタートとなりますが、これ以上は死亡労働災害を発生させないよう、各事業場におかれましても安全対策の確実な実施をお願い申し上げます。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の徹底をお願いします！

新型コロナウイルス感染症については、本年1月以降オミクロン株による感染が急拡大していますが、3年ぶりに行動制限のない夏休み時期を迎えたこともあり、7月21日には1,000人を、8月21日には2,000人を超える感染確認がされ、また、当署管内の複数の事業場から職場内感染の発生が報告されています。

新型コロナウイルス感染症は現時点では特效薬がないため、当面、感染拡大・減少が繰り返す可能性が高い状況となっていますが、感染拡大の防止には、マスクの着用、3密の回避、消毒の徹底などの基本的な感染対策の徹底が重要です。

皆様の事業場におかれましても引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
岩手労働局 HP 新型コロナウイルス支援サイト

⇒https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatsu_00008.html

新型コロナ
支援サイト



職場内における感染拡大防止対策の実施を引き続きお願い申し上げます。

3. 9月は『令和4年度 全国労働衛生週間』の準備期間です。

【本週間；令和4年10月1日～7日 準備期間；令和4年9月1日～30日】

〈スローガン〉 **あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場**

労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、昭和25年から毎年実施しているもので、今年で73回目になります。

この機会に自主的な労働衛生管理活動の大切さを見直し、積極的に健康づくりに取り組むとともに、準備期間中には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底しつつ、労使協力のもと、以下の事項についての実施をお願い申し上げます。

- ・過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進
- ・「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進
- ・転倒・腰痛災害の予防及び「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進
- ・化学物質による健康障害防止対策
- ・石綿による健康障害防止対策
- ・「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策
- ・「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進
- ・その他（腰痛予防対策の推進、熱中症予防対策の徹底、テレワークの推進）

また、9月1日から30日までの間は、「職場の健康診断実施強化月間」「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」の強化月間でもありますので、全国労働衛生週間の実施に併せた重点的な対応もお願い申し上げます。

なお、詳しくは、中央労働災害防止協会の特設サイトをご確認ください。

<https://www.jisha.or.jp/campaign/eisei/index.html>

全国労働
衛生週間



健康診断実施
強化月間



9月末までは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です。
涼しくなりつつありますが、暑い日は熱中症対策を忘れずに！

4. 就業環境整備改善支援事業のご案内（参加費無料！）

※厚生労働省の委託事業で、ランゲート株式会社が受託して実施しています。

厚生労働省では、事業場における適正な職場環境形成に向け、労働者を雇用する上で必要な労働時間、休日、賃金等労務管理及び労働災害防止のための安全衛生管理などに関する知識の習得のため、専門家によるセミナーや訪問支援を委託事業により無料で行っています。

詳しくはホームページをご確認ください。

⇒<https://shuugyou.mhlw.go.jp/>



5. 「労働契約等解説セミナー2022」の開催について（参加費無料！）

※厚生労働省の委託事業で、ランゲート株式会社が受託して実施しています。

厚生労働省では、雇用される側（労働者）と雇用する側（使用者）をつなぐルールである“労働契約”等について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを開催しています。

労働契約法・労働基準法で定められていることなど、労働者の皆様が安心して働くために知っておくべき重要なルールや労働者・使用者それぞれの権利・義務など、また、無期転換ルールの具体的な導入方法や先行している企業の導入事例、副業・兼業の促進について、現状や促進の方向性、労働者と企業のそれぞれの留意点などをわかりやすく解説いたします。

なお、セミナー終了後には、労働時間や労働契約等に関する相談、無期転換ルールの導入や申込み方法などに関する相談に応じます。

詳しくは、特設サイトからご確認ください。

⇒<http://www.langate.co.jp/rule2022/index.html>



6. 中小企業における割増賃金率の引き上げについて

～月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率が5割以上へ引き上げられます～

平成 31 年 4 月 1 日から施行されている改正労働基準法において、中小企業には適用が猶予されている月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の引き上げについて、令和 5 年 4 月 1 日から適用され、この場合の割増率は 5 割以上となります。また、割増賃金率の引き上げに応じて割増賃金率を改定する場合には、就業規則を変更した上で所轄署長へ届け出る必要があります。

なお、厚生労働省では、働き方改革推進支援助成金や業務改善助成金を始めとした、長時間労働の縮減に有用な助成金を準備しております。

詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。

⇒<https://www.mhlw.go.jp/content/000930914.pdf>



7. 令和 4 年 7 月末現在における労働災害発生状況について

休業 4 日以上の死傷災害 77 件 （前年同期と比較して+2 件、+2. 7%）
うち、死亡 1 件 （前年同期と比較して+1 件）

当署管内において、令和 4 年 7 月末までに発生した休業 4 日以上の死傷災害は、全産業は 77 件で、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと 67 件（前年同期比-8 件、-10. 7%）となっています。

また、6 月に建設業において死亡災害が発生していましたが、冒頭申しあげたとおり、7 月に道路貨物運送業において 1 件発生しました（統計反映は 8 月末。）。

業種別では、製造業 23 件（前年同期比+7 件、+43. 8%）、保健衛生業 17 件（同+11 件、+183. 3%）、運輸交通業 11 件（同+7 件、+175. 0%）の順で、事故の型別では「転倒」が 22 件で全体の 29%を占め、次いで「はさまれ・巻き込まれ」11 件 14%、「墜落・転落」10 件 13%となっています。「転倒」は前年同期の 26 件から-4 件、-15. 3%と大きく減少してはいるものの、事故の型別では最も多い状況が続いています。

当署では、令和 4 年における労働災害の発生件数を、13 次防目標値である 134 件以下となるよう、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

皆様の事業場におかれましても、労働災害防止対策の着実な実施について、より一層努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。



岩手県最低賃金 時間額『821 円』（令和 3 年 10 月 2 日から）
「使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。」